金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案　新旧対照条文

目次

一　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）……1
二　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）……82
三　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）……84
四　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）……85
五　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）……86
六　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）……88
七　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）……89
八　金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）……92

一　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章　（略） 第二章　企業内容等の開示等（第二条―第五条の十四） 第三章～第九章　（略） 附則	目次 第一章　（略） 第二章　企業内容等の開示（第二条―第五条） 第三章～第九章　（略） 附則
（有価証券とみなされない権利） 第一条の三の三　法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。 一～四　（略） 五　株券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号及び第二条の十二の三第二項第五号において「役員等」という。）が当該発行者の他の役員等と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利	（有価証券とみなされない権利） 第一条の三の三　法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。 一～四　（略） 五　株券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券をいう。以下この号において同じ。）の発行者の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号及び第二条の十二の四第二項第四号において「役員等」という。）が当該発行者の他の役員等と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六　（略）

（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の四　法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ⑴、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ⑴において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号

六　（略）

（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の四　法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ⑴、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ⑴において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号

、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。以下同じ。）でないこと。

ハ　（略）

二　新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの並びに新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）及び投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券（以下「新投資口予約権証券等」という。）（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二号ロ、第二条の六の二第二号ロ及び第二条の十二の二第五号において「新株予約権証券等」という。）　次に掲げる要件の全てに該当する場合

、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）でないこと。

ハ　（略）

二　新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの並びに新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）及び投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券（以下「新投資口予約権証券等」という。）（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二号ロ、第二条の六の二第二号ロ及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。）　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。	ハ　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。
ニ　（略）	ニ　（略）
三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる要件の全てに該当する場合	三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる要件の全てに該当する場合
イ　（略）	イ　（略）
ロ　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。	ロ　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。
ハ　（略）	ハ　（略）
（勧誘の相手方が多数である場合）	（勧誘の相手方が多数である場合）
第一条の四の二　（略）	第一条の五　（略）
（勧誘の相手方が多数である場合から除かれる取得勧誘）	（新設）
第一条の五　法第二条第三項第一号ロに規定する政令で定める取得勧誘は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。	
一　法第二条第三項第一号ロに規定する有価証券が株券（同条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）である場合　次に掲げる要件のいずれかを満たす当該株券の発行者である会社（外国会社を含む。第二条の二、第十四条の十七第十号、第二十七条の四第六号及び第	

三十三条の二第六号を除き、以下同じ。）と法第二条第三項第一号ロに規定する内閣府令で定めるもの（以下この条において「役員等」という。）との間で締結する契約又は当該会社が定める規程に従つて行われるものであること。

イ　当該取得勧誘によつて役員等に取得させる株券の譲渡を禁止し、かつ、役員等が当該契約又は規程に定める一定の期間（当該取得勧誘が行われる時点において当該期間が満了していないものに限る。以下イ及びロ並びに次号イにおいて同じ。）継続して当該契約又は規程に定める特定の役員等の地位にあること（役員等が当該一定の期間内に任期満了により当該特定の役員等の地位を失つた場合その他の内閣府令で定めるやむを得ない理由が生じた場合にあつては、その生じた日までの期間継続して当該特定の役員等の地位にあることを含む。ロ及び同号イにおいて同じ。）を当該禁止を解除する条件としていること。

ロ　役員等が当該契約又は規程に定める一定の期間継続して当該契約又は規程に定める特定の役員等の地位にあることを当該取得勧誘によつて株券を役員等に取得させる条件としていること。

二　法第二条第三項第一号ロに規定する有価証券が新株予約権証券（同条第一項第十七号に掲げる有価証券で新株予約権証券の性質を有するもの（以下この号において「外国新株予約権証券」という。）を含み、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項（外国新株予約権証券にあつては

、これに相当する事項）をその内容とするものに限る。以下この号において同じ。）である場合　次に掲げる要件のいずれかを満たす当該新株予約権証券の発行者である会社と役員等との間で締結する契約又は当該会社が定める規程に従つて行われるものであること。

イ　役員等が当該契約又は規程に定める一定の期間継続して当該契約又は規程に定める特定の役員等の地位にあることを当該取得勧誘によつて役員等に取得させる新株予約権証券に表示された権利を行使することができる条件としていること。

ロ　役員等が当該取得勧誘によつて役員等に取得させる新株予約権証券に表示された権利を行使する時において当該契約又は規程に定める特定の役員等であることを当該権利を行使することができる条件としていること。

（取得勧誘において特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等）

第一条の五の二　法第二条第三項第二号ロ⑵に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一　当該有価証券を証券関連業者（金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第四十四条を除き、以下同じ。）又は外国証券業者（法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。）をいう。次号において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者（外国為替及び外国貿易法（

（取得勧誘において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等）

第一条の五の二　法第二条第三項第二号ロ⑵に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一　当該有価証券を証券関連業者（金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第四十四条を除き、以下同じ。）又は外国証券業者（法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。）をいう。次号において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者（外国為替及び外国貿易法（

昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）から取得する非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。次項第一号ロ及び第二号ロ、第一条の八の二第一号ロ及び第二号ロ、第二条の十二の三第二項第一号並びに第七条第五項第二号を除き、以下同じ。）

二　（略）

2　法第二条第三項第二号ロ⑵に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。

⑴　当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロに規定する特定投資家等をいう。以下同じ。）及び非居住者（同号ロ⑵に規定する非居住者をいう。⑵、次号ロ、第一条の八の二第一号ロ及び第二号ロ、第二条の十二の三第二項第一号並びに第七条第五項第二号において同じ。）以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　当該株券等の発行者と当該株

昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）から取得する非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）

二　（略）

2　法第二条第三項第二号ロ⑵に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。

⑴　当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロ⑵に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。）以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　当該株券等の発行者と当該株

券等の取得勧誘に応じて当該株券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

二　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。

⑴　当該新株予約権証券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等及び非居住者以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）の発行者と当該新株予約権証券等の取得勧誘に応じて当該新株予約権証券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。

券等の取得勧誘に応じて当該株券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

二　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。

⑴　当該新株予約権証券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）の発行者と当該新株予約権証券等の取得勧誘に応じて当該新株予約権証券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。

）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該新株予約権証券等を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

三　（略）

（取得勧誘が少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の六　法第二条第三項第二号ニに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前三月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が同号イ又はハに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が有価証券の募集に該当し、かつ、当該有価証券の募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該三月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方が適格機関投資家であつて、当該同種

）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

三　（略）

（取得勧誘が少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の六　法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前三月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が同号イに掲げる場合及び第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券並びにその発行の際にその取得勧誘が有価証券の募集に該当し、かつ、当該有価証券の募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該三月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方が適格機

の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

（取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七　法第二条第三項第二号ニに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一　当該取得勧誘が特定投資家等のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該取得勧誘に係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合でないこと。

二　次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ　株券等　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　（略）

(2)　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

ロ　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

(4)　（略）

関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

（取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七　法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一　当該取得勧誘が特定投資家（法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該取得勧誘に係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合でないこと。

二　次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ　株券等　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　（略）

(2)　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(4)　（略）

ハ　イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　（略）

(2)　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

(3)　（略）

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第一条の七の三　法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一・二　（略）

三　法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（次に掲げるものに限る。）の売買

イ　（略）

ロ　特定投資家等向け有価証券（イに該当するものを除く。）

四　金融商品取引業者等又は特定投資家等が他の金融商品取引業者等又は特定投資家等と行う取引所金融商品市場によらないで行う有価証券（法第二十四条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の売買のうち、当該有価証券の公正な価格形成及び流通の円滑を図るために行うものであつて、取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行うもの

ハ　イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　（略）

(2)　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(3)　（略）

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第一条の七の三　法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一・二　（略）

三　法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（次に掲げるものに限る。）の売買

イ　（略）

ロ　特定投資家向け有価証券（イに該当するものを除く。）

四　金融商品取引業者等又は特定投資家が他の金融商品取引業者等又は特定投資家と行う取引所金融商品市場によらないで行う有価証券（法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の売買のうち、当該有価証券の公正な価格形成及び流通の円滑を図るために行うものであつて、取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で行うもの

五　法第五十八条の二ただし書の規定により外国証券業者が金融商品取引業者等又は適格機関投資家に対して行う外国で既に発行された当該有価証券（第二条の十二に規定する有価証券を含み、売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）のうち同項第二号イからニまでに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続（法第二条の三第三項に規定する組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）のうち法第二条の三第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていないものに限る。次号及び第一条の八の四第四号において「譲渡制限のない海外発行証券」という。）の売付け

六　（略）

七　取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからニまでに掲げる場合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからニまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の三第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買

イ～ホ　（略）

八～十一　（略）

（売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

五　法第五十八条の二ただし書の規定により外国証券業者が金融商品取引業者等又は適格機関投資家に対して行う外国で既に発行された当該有価証券（第二条の十二の二に規定する有価証券を含み、売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）のうち同項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続（法第二条の三第三項に規定する組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）のうち法第二条の三第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていないものに限る。次号及び第一条の八の四第四号において「譲渡制限のない海外発行証券」という。）の売付け

六　（略）

七　取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の三第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買

イ～ホ　（略）

八～十一　（略）

（売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

れが少ない場合）

第一条の七の四　法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

ハ　（略）

二　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ・ロ　（略）

ハ　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

ニ　（略）

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

ハ　（略）

（多数の者を相手方とする場合）

れが少ない場合）

第一条の七の四　法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ハ　（略）

二　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ・ロ　（略）

ハ　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ニ　（略）

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ハ　（略）

（多数の者を相手方とする場合）

第一条の七の五　（略）	第一条の八　（略）
（勧誘の相手方が多数である場合から除かれる売付け勧誘等） 第一条の八　法第二条第四項第一号ロに規定する政令で定める売付け勧誘等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。 一　法第二条第四項第一号ロに規定する有価証券が株券（同条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）である場合　次に掲げる要件のいずれかを満たす当該株券の発行者である会社と同条第四項第一号ロに規定する内閣府令で定めるもの（以下この条において「役員等」という。）との間で締結する契約又は当該会社が定める規程に従つて行われるものであること。 イ　当該売付け勧誘等によつて役員等に交付する株券の譲渡を禁止し、かつ、役員等が当該契約又は規程に定める一定の期間（当該売付け勧誘等が行われる時点において当該期間が満了していないものに限る。以下イ及びロ並びに次号イにおいて同じ。）継続して当該契約又は規程に定める特定の役員等の地位にあること（役員等が当該一定の期間内に任期満了により当該特定の役員等の地位を失つた場合その他の内閣府令で定めるやむを得ない理由が生じた場合にあつては、その生じた日までの期間継続して当該特定の役員等の地位にあることを含む。ロ及び同号イにおいて同じ。）を当該禁止を解除する条件としているこ	（新設）

と。

ロ　役員等が当該契約又は規程に定める一定の期間継続して当該契約又は規程に定める特定の役員等の地位にあることを当該売付け勧誘等によつて株券を役員等に交付する条件としていること。

二　法第二条第四項第一号ロに規定する有価証券が新株予約権証券（同条第一項第十七号に掲げる有価証券で新株予約権証券の性質を有するもの（以下この号において「外国新株予約権証券」という。）を含み、会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項（外国新株予約権証券にあつては、これに相当する事項）をその内容とするものに限る。以下この号において同じ。）である場合次に掲げる要件のいずれかを満たす当該新株予約権証券の発行者である会社と役員等との間で締結する契約又は当該会社が定める規程に従つて行われるものであること。

イ　役員等が当該契約又は規程に定める一定の期間継続して当該契約又は規程に定める特定の役員等の地位にあることを当該売付け勧誘等によつて役員等に交付する新株予約権証券に表示された権利を行使することができる条件としていること。

ロ　役員等が当該売付け勧誘等によつて役員等に交付する新株予約権証券に表示された権利を行使する時において当該契約又は規程に定める特定の役員等であることを当該権利を行使することができる条件としていること。

（売付け勧誘等において特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の八の二　法第二条第四項第二号ロ⑵に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。

⑴　当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等及び非居住者以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　当該株券等の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該株券等の買付けを行おうとする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該株券等を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

（売付け勧誘等において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の八の二　法第二条第四項第二号ロ⑵に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　株券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。

⑴　当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　当該株券等の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該株券等の買付けを行おうとする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ　（略）

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該新株予約権証券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等及び非居住者以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該新株予約権証券等の買付けを行おうとする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

三　（略）

（売付け勧誘等が少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の八の三　法第二条第四項第二号ニに規定する政令で定める要

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　当該新株予約権証券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合　当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該新株予約権証券等の買付けを行おうとする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

三　（略）

（売付け勧誘等が少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の八の三　法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める要

件は、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（次に掲げる有価証券を除く。以下この条において「同種の既発行証券」という。）の売付け勧誘等（第一条の七の三各号に掲げる取引を除く。以下この条において同じ。）が行われており、当該有価証券の売付け勧誘等を行う相手方（当該有価証券の売付け勧誘等を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等を行つた相手方（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行つた相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

一　その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が法第二条第四項第二号イ又はハに掲げる場合に該当するものであつた有価証券

（削る）

二・三　（略）

（売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の八の四　法第二条第四項第二号ニに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

件は、当該有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（次に掲げる有価証券を除く。以下この条において「同種の既発行証券」という。）の売付け勧誘等（第一条の七の三各号に掲げる取引を除く。以下この条において同じ。）が行われており、当該有価証券の売付け勧誘等を行う相手方（当該有価証券の売付け勧誘等を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等を行つた相手方（当該同種の既発行証券の売付け勧誘等を行つた相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の既発行証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

一　その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が法第二条第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券

二　その売付け勧誘等の際にその売付け勧誘等が第二条の十二に規定する場合に該当するものであつた有価証券

三・四　（略）

（売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の八の四　法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一　当該売付け勧誘等が特定投資家等のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該売付け勧誘等に係る有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合でないこと。

二　（略）

三　前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ　株券等　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　（略）

(2)　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

ロ　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

(4)　（略）

ハ　イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　（略）

(2)　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家等向け有価証券でないこと。

(3)　（略）

一　当該売付け勧誘等が特定投資家のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該売付け勧誘等に係る有価証券が第一条の七の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合でないこと。

二　（略）

三　前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ　株券等　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　（略）

(2)　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ　新株予約権証券等　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(2)　（略）

(3)　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(4)　（略）

ハ　イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券　次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　（略）

(2)　当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

(3)　（略）

四　（略）

第二章　企業内容等の開示等

（組織再編成対象会社の範囲）

第二条の二　法第二条の三第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸収分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいい、当該吸収分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸収分割契約において、同法第七百五十八条第八号ロ又は第七百六十条第七号ロに掲げる事項があるものを締結したものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同項第十二号ロ又は第七百六十五条第一項第八号ロに掲げる事項を定めたものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

（組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲）

四　（略）

第二章　企業内容等の開示

（組織再編成対象会社の範囲）

第二条の二　法第二条の三第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸収分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいい、当該吸収分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸収分割契約において、同法第七百五十八条第八号ロ又は第七百六十条第七号ロに掲げる事項があるものを締結したものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同項第十二号ロ又は第七百六十五条第一項第八号ロに掲げる事項を定めたものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

（組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲）

第二条の三　法第二条の三第四項第一号及び第四条第一項第一号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（削る）

第二条の三　法第二条の三第四項第一号及び第四条第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条の十二　法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。以下この号において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの（以下この号において「株券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十四条の十七第十号、第二十七条の四第六号及び第三十三条の二第六号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社がその経営を支配している会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人（以下この条において「取締役等」という。）を相手方として、株券等（取締役等が交付を受けることとなる日（以下この号において「交付日」という。）の属する事業年度に係る当該発行者である会社の有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）（交付日が当該会社の事業年度開始後六月以内の日である場合にあつては、当該事業年度に係る当該会社の半期報告書（法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。））が提出されるまで譲渡が禁止

（外国で既に発行された有価証券に準ずる有価証券）

第二条の十二　法第四条第一項第三号に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等（同条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が国内で行われなかつたものとする。

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の二　法第四条第一項第三号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国

される旨の制限が付されているものに限る。）の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合

二　新株予約権証券（会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この号において「新株予約権証券等」と総称する。）の発行者である会社が、当該会社又は当該会社がその経営を支配している会社として内閣府令で定めるものの取締役等を相手方として、新株予約権証券等の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合

（外国で既に発行された有価証券に準ずる有価証券）

第二条の十二の二　法第四条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等（同条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が国内で行われなかつたものとする。

（有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し）

第二条の十二の三　法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国

国債」という。）　次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　当該外国国債の発行者の財政に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項の規定により同項に規定する有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国地方債」という。）　次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　当該外国地方債の発行者の財政に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項の規定により同項に規定する有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

三　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国特殊法人債」という。）　次に掲げる要件の全てに該当すること

国債」という。）　次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　当該外国国債の発行者の財政に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）

二　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国地方債」という。）　次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ロ　（略）

ハ　当該外国地方債の発行者の財政に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

三　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号において「外国特殊法人債」という。）　次に掲げる要件の全てに該当すること

。

イ・ロ　（略）

ハ　当該外国特殊法人債の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限り、かつ、発行者の経理に関する情報にあつては、公益又は投資者保護のため金融庁長官が適当であると認める基準に従つて作成された情報に限る。次号ニ及び第六号ハにおいて同じ。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書（同項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を提出している場合を除く。）。

四・五　（略）

六　債券等（海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの（以下この号において「海外発行債券」という。）　次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ　（略）

ロ　当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されていること、又は当該海外発行債券の売買が外国において継続して行われていること（当該海外発行債券の発行者の総株主等の議

。

イ・ロ　（略）

ハ　当該外国特殊法人債の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限り、かつ、発行者の経理に関する情報にあつては、公益又は投資者保護のため金融庁長官が適当であると認める基準に従つて作成された情報に限る。次号ニ及び第六号ハにおいて同じ。）が当該発行者その他これに準ずる者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

四・五　（略）

六　債券等（海外発行転換可能社債券及び海外発行新株予約権付債券を除く。以下この号において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの（以下この号において「海外発行債券」という。）　次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ　（略）

ロ　当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されていること、又は当該海外発行債券の売買が外国において継続して行われていること（当該海外発行債券の発行者の総株主等の議

決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する会社（金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所に上場されている株券の発行者に限る。以下この号において「親会社」という。）が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している場合を除く。）。

ハ　当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されている場合にあつては当該指定外国金融商品取引所の定める規則、それ以外の場合にあつては当該海外発行債券の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（ロ括弧書に規定する場合に該当する場合であつて、親会社が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社の株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該親会社により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができるときは、当該海外発行債券について保証を受けている旨、当該保証を行つている親会社の名称及び発行者の事業の内容その他の内閣府令で定める情報）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方

決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する会社（金融商品取引所又は指定外国金融商品取引所に上場されている株券の発行者に限る。以下この号において「親会社」という。）が当該海外発行債券の元本の償還及び利息の支払について保証している場合を除く。）。

ハ　当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されている場合にあつては当該指定外国金融商品取引所の定める規則、それ以外の場合にあつては当該海外発行債券の売買が継続して行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者の経理に関する情報その他の発行者に関する情報（ロ括弧書に規定する場合に該当する場合であつて、親会社が法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社の株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に基づき、当該親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に関する情報（日本語又は英語で記載されたものに限る。）が当該親会社により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得することができるときは、当該海外発行債券について保証を受けている旨、当該保証を行つている親会社の名称及び発行者の事業の内容その他の内閣府令で定める情報）が発行者により公表されており、かつ、国内においてインターネットの利用その他の方

法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が同項の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

七～十　（略）

（特定投資家等向け有価証券から除かれる有価証券等）

第二条の十二の三　法第四条第三項に規定する多数の特定投資家等に所有される見込みが少ないと認められるものとして政令で定めるものは、当該有価証券（有価証券の種類及び流通性その他の事情を勘案し、投資者保護のため適当でないと認められるものとして内閣府令で定める有価証券を除く。）の発行者の直前の事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間（法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二十四条第一項に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項において同じ。）。以下この項、第三条の四及び第四条の二の二において同じ。）の末日及び直前の事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより計算した所有者の数が三百に満たない場合（当該有価証券が特定投資家等向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度（当該事業年度が複数あるときは、その直近のものとする。）終了後三年を経過している場合に限る。）であつて、特定投資家等向け有価証券に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないも

法により当該情報を容易に取得することができること（当該発行者が同項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。）。

七～十　（略）

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等）

第二条の十二の四　法第四条第三項に規定する多数の特定投資家に所有される見込みが少ないと認められるものとして政令で定めるものは、当該有価証券（有価証券の種類及び流通性その他の事情を勘案し、投資者保護のため適当でないと認められるものとして内閣府令で定める有価証券を除く。）の発行者の直前の事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間（法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項において同じ。）。以下この項、第三条の四及び第四条の二の二において同じ。）の末日及び直前の事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度全ての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより計算した所有者の数が三百に満たない場合（当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度（当該事業年度が複数あるときは、その直近のものとする。）終了後三年を経過している場合に限る。）であつて、特定投資家向け有価証券に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受け

のとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受けた有価証券とする。

2　法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等（同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　金融商品取引業者等が自己のために特定投資家等又は非居住者に対して行う有価証券交付勧誘等

二・三　（略）

四　役員等向け勧誘（法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員等向け勧誘をいう。第三条の六第六項第一号ロにおいて同じ。）に該当する有価証券交付勧誘等

五　当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家等向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家等向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限る。）に対して行う有価証券交付勧誘等（前号に該当するものを除く。）

イ～ホ　（略）

3　法第四条第三項第四号に規定する政令で定める有価証券は、次に

た有価証券とする。

2　法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等（同条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項及び第三条の三において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　金融商品取引業者等が自己のために特定投資家等に対して行う有価証券交付勧誘等

二・三　（略）

（新設）

四　当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限る。）に対して行う有価証券交付勧誘等

イ～ホ　（略）

3　法第四条第三項第四号に規定する政令で定める有価証券は、次に

掲げる有価証券とする。 一　特定上場有価証券であつた有価証券 二・三　（略） （上場有価証券に準ずる有価証券等） 第三条　法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める有価証券及び法第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する流通状況が法第二十四条第一項第一号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十	掲げる有価証券とする。 一　特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）であつた有価証券 二・三　（略） （上場有価証券に準ずる有価証券等） 第三条　法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める有価証券及び法第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する流通状況が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七

五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（法第十五条第三項に規定する政令で定める有価証券）

第三条の二　法第十五条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券とする。

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

第三条の二の二　法第二十三条の八第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の三　法第二十三条の十三第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（同項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

一～三　（略）

条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（法第十五条第三項に規定する政令で定める有価証券）

第三条の二　法第十五条第三項に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券とする。

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

第三条の二の二　法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の三　法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（同項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

一～三　（略）

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等）

第三条の五　法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合（協同組織金融機関（優先出資証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で優先出資証券の性質を有するものを含む。）の発行者をいう。第四条の七第一項第一号及び第四条の十第一項において同じ。）について準用する場合を除く。）を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一～四　（略）

2　（略）

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

第三条の六　（略）

2～5　（略）

6　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　株券　千（当該株券が次のイ又はロに掲げる株券である場合には、千に当該イ又はロに定める数を加えた数）

イ　特定投資家等向け有価証券である株券　内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家等の数

ロ　役員等向け勧誘に係る株券（新株予約権証券に表示された権利の行使により取得されるものを含む。以下ロにおいて同じ。

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等）

第三条の五　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一～四　（略）

2　（略）

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

第三条の六　（略）

2～5　（略）

6　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

（新設）

）　内閣府令で定めるところにより計算した役員等向け勧誘により当該株券を取得した第一条の五第一号又は第一条の八第一号に規定する役員等の数

二　有価証券信託受益証券であつて受託有価証券が株券であるもの及び法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの　千（これらの有価証券が特定投資家等向け有価証券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家等の数を加えた数）

三　前二号に掲げる有価証券以外の有価証券　五百

（特定有価証券に係る有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

第四条の二　前条第一項の規定は法第二十四条第一項第三号及び第四号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前条第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申請」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事

一　株券、有価証券信託受益証券であつて受託有価証券が株券であるもの及び法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの　千（これらの有価証券が特定投資家向け有価証券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家の数を加えた数）

二　前号に掲げる有価証券以外の有価証券　五百

（特定有価証券に係る有価証券報告書の提出を要しない旨の承認）

第四条の二　前条第一項の規定は法第二十四条第一項第三号及び第四号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前条第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申請」と、「事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

2　法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～三　（略）

3～5　（略）

（外国会社報告書の提出期限）

第四条の二の二　法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、報告書提出外国会社（同条第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国会社報告書（法第二十四条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

2　法第二十四条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～三　（略）

3～5　（略）

（外国会社報告書の提出期限）

第四条の二の二　法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、報告書提出外国会社（同条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国会社報告書（同条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国会社報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の有価証券報告書の提出期限）

第四条の二の三　法第二十四条第十三項（法第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた日を起算日として、法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から一月を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（訂正報告書を提出した旨の公告）

第四条の二の四　法第二十四条の二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による公告は、次のいずれかの方法により、法第二十四条の二第二項の訂正報告書を提出した後遅滞なく、しなければならない。

一・二　（略）

2～4　（略）

（確認書を提出しなければならない会社の範囲等）

第四条の二の五　（略）

2　法第二十四条の四の二第四項（法第二十七条において準用する場

（外国会社報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の有価証券報告書の提出期限）

第四条の二の三　法第二十四条第十三項（法第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条第十二項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による有価証券報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から一月を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（訂正報告書を提出した旨の公告）

第四条の二の四　法第二十四条の二第二項の規定による公告は、次のいずれかの方法により、同項の訂正報告書を提出した後遅滞なく、しなければならない。

一・二　（略）

2～4　（略）

（確認書を提出しなければならない会社の範囲等）

第四条の二の五　（略）

2　法第二十四条の四の二第四項（法第二十七条において準用する場

合を含む。以下この項において同じ。）の規定において法第二十四条の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の二第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

3・4　（略）

（半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等）

第四条の二の十　（略）

2・3　（略）

4　法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた日を起算日として、半期報告書（法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）を同条第一項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から十五日を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

合を含む。以下この項において同じ。）の規定において法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の二第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

3・4　（略）

（半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等）

第四条の二の十　（略）

2・3　（略）

4　法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた日を起算日として、法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から十五日を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（半期報告書に係る確認書に関する読替え）

第四条の二の十一　法第二十四条の五の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の五第五項に規定する訂正報告書をいう。）を提出する場合における法第二十四条の五の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（密接な関係を有する会社）

第四条の四　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第二項及び第四十一条の二第二項に

（半期報告書に係る確認書に関する読替え）

第四条の二の十一　法第二十四条の五の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の五第五項に規定する訂正報告書をいう。）を提出する場合における法第二十四条の五の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（密接な関係を有する会社）

第四条の四　法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

一　提出子会社（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項に

おいて同じ。）の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　（略）

2・3　（略）

（外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限）

第四条の五　法第二十四条の七第一項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等（法第二十四条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する親会社等をいう。第四条の八において同じ。）である外国会社（法第二十四条の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては、外国の者）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、親会社等状況報告書（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（親会社等状況報告書の訂正に関する読替え）

第四条の六　親会社等状況報告書について、法第二十四条の七第三項

おいて同じ。）の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。）の名義をもつて所有する会社

二　（略）

2・3　（略）

（外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限）

第四条の五　法第二十四条の七第一項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。第四条の八において同じ。）である外国会社（法第二十四条の七第六項において準用する場合にあつては、外国の者）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、親会社等状況報告書（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（親会社等状況報告書の訂正に関する読替え）

第四条の六　法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書

（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（密接な関係を有する会社以外の者）

第四条の七　法第二十四条の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二十四条の七第一項に規定する政令で定める会社以外の者は、次に掲げる者とする。

一　提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する協同組織金融機関その他内閣府令で定める者（以下この条において「協同組織金融機関等」という。）

二　（略）

2・3　（略）

（会社以外の者による親会社等状況報告書の提出に関する読替え）

第四条の八　親会社等が会社以外の者である場合について、法第二十四条の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（密接な関係を有する会社以外の者）

第四条の七　法第二十四条の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第二十四条の七第一項に規定する政令で定める会社以外の者は、次に掲げる者とする。

一　提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する協同組織金融機関（法第二条第一項第七号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）の発行者をいう。）その他内閣府令で定める者（以下この条において「協同組織金融機関等」という。）

二　（略）

2・3　（略）

（会社以外の者による親会社等状況報告書の提出に関する読替え）

第四条の八　法第二十四条の七第一項に規定する親会社等が会社以外の者である場合について、同条第六項において法の規定を準用する

おいて法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（協同組織金融機関に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等）

第四条の十　法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において協同組織金融機関について準用する場合に限る。次項において同じ。）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一～四　（略）

2　（略）

（会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

第四条の十一　法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合に限る。次項及び第三項において同じ。）に規定する資産の額として政令で定めるものは、学校法人等の貸借対照表上の純資産額とする。

2～4　（略）

5　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）	（略）	（略）

（会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等）

第四条の十　法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合に限る。次項及び次条において同じ。）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一～四　（略）

2　（略）

（会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

第四条の十一　法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、学校法人等の貸借対照表上の純資産額とする。

2～4　（略）

5　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　優先出資証券　千（当該優先出資証券が特定投資家等向け有価証券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家等の数を加えた数）

二　（略）

（公認会計士等の財務計算に関する書類に係る監査証明を必要とする者）

第五条の二　法第二十六条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）とする。

一　法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする者

二　法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者

2　法第二十六条の三第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券

二　法第二条第一項第十一号に規定する外国投資証券

三　法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

一　優先出資証券　千（当該優先出資証券が特定投資家向け有価証券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家の数を加えた数）

二　（略）

（新設）

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで又は第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの

五　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第十九号又は第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

七　第一条第一号に掲げる証券又は証書

八　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号、第四号又は第六号に掲げる権利

（内部統制報告書に係る監査証明）

第五条の三　法第二十六条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者とする。

（新設）

（内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日）

第五条の四　法第二十六条の三第二項第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に初めて該当することとなつ

（新設）

た日（その日が当該発行者の事業年度開始後三月以内の日である場合には、その事業年度開始後三月を経過した日）とする。

（特定提出者の範囲）

第五条の五　法第二十六条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に規定する政令で定めるものは、金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている次に掲げる有価証券の発行者であつて、これらの有価証券の平均時価総額（記載対象書類（法第二十六条の四第二項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する記載対象書類をいう。次条第一項第三号及び第三十三条の五の四において同じ。）を提出しようとする日の属する事業年度の直前事業年度の前事業年度及び当該前事業年度の開始の日前四年以内に開始した事業年度全ての末日における市場価額の総額の平均額として内閣府令で定めるところにより算定した額をいう。）が五千億円以上であるものとする。

一　株券

二　優先出資証券

三　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四　有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三

（新設）

号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの	
（特定非財務情報監査証明に係る特別の利害関係） 第五条の六　法第二十六条の五第二項第六号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する特定非財務情報監査証明業者又はその役員（法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。以下この項及び第五条の十一第一項第三号において同じ。）若しくは業務執行担当者（法第二十六条の七第一項第四号に規定する業務執行担当者をいう。第六号において同じ。）と特定提出者（法第二十六条の五第一項に規定する特定提出者をいう。以下この章及び第三十三条の五の四において同じ。）との間の関係とする。	（新設）
一　特定非財務情報監査証明業者が、特定提出者の債権者又は債務者である場合。ただし、当該特定非財務情報監査証明業者の有する債権又は債務が当該特定提出者との間の特定非財務情報監査証明に係る業務その他の内閣府令で定める業務（第六号ホにおいて「特定非財務情報監査証明業務等」という。）に関する契約に基づく債権又は債務その他内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務である場合を除く。	
二　特定非財務情報監査証明業者が、特定提出者から無償又は通常の取引価格より低い対価による営業所若しくは事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けている場合	

三　特定非財務情報監査証明業者が、特定提出者の役員若しくは特定非財務情報（法第二十六条の四第二項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定非財務情報をいう。以下この号及び第三十三条の五の四において同じ。）の作成に関する事務の責任ある担当者（第五号並びに第六号ロ及びヘにおいて「役員等」という。）又は過去一年以内若しくは監査証明関係期間（特定非財務情報監査証明をしようとする特定非財務情報が記載された記載対象書類に係る事業年度（法第二十六条の五第二項第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する事業年度をいう。第五条の九において同じ。）の開始の日からその終了後三月を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）内にこれらの者であつた者から前号に規定する利益の供与を受けている場合

四　特定非財務情報監査証明業者の役員のうちに特定提出者の使用人である者がある場合

五　特定非財務情報監査証明業者の役員のうちに特定提出者の親会社等又は子会社等の役員等又は使用人である者がある場合

六　特定提出者が受ける特定非財務情報監査証明に係る業務に関与する特定非財務情報監査証明業者の業務執行担当者のうちに当該特定提出者と次のいずれかの関係を有する者がある場合

イ　当該業務執行担当者が、当該特定提出者の使用人であり、又は過去一年以内に当該特定提出者の使用人であつた関係

ロ　当該業務執行担当者が、監査証明関係期間内に当該特定提出

者の役員等であつた関係

ハ　当該業務執行担当者が、当該特定提出者の株主、出資者、債権者又は債務者である関係。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1)　当該業務執行担当者が相続又は遺贈により当該特定提出者の株式又は出資を取得した後一年を経過しない場合

(2)　当該業務執行担当者が相続又は遺贈により当該特定提出者の債権又は債務を取得した後一年を経過しない場合

(3)　当該業務執行担当者が当該特定提出者に対して有する債権又は債務の額が百万円未満である場合

(4)　当該業務執行担当者が当該特定提出者に対して有する債権又は債務が第一号に規定する内閣府令で定める特別の事情を有する債権又は債務である場合

ニ　当該業務執行担当者が、当該特定提出者から第二号に規定する利益の供与を受けている関係

ホ　当該業務執行担当者が、当該特定提出者から特定非財務情報監査証明業務等以外の業務により継続的な報酬を受けている関係

ヘ　当該業務執行担当者が、当該特定提出者の役員等又は過去一年以内若しくは監査証明関係期間内に当該役員等であつた者から第二号に規定する利益の供与又はホに規定する報酬を受けている関係

ト　当該業務執行担当者が、当該特定提出者の関係会社等の役員又は過去一年以内若しくは監査証明関係期間内に当該役員であつた関係

七　特定非財務情報監査証明業者の役員の半数以上の者が、特定提出者と前号イからトまでのいずれかの関係を有する場合

八　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

2　前項第五号に規定する「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、同号に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

3　第一項第六号ト に規定する「関係会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定提出者（当該特定提出者の子会社等（前項に規定する子会社等をいう。次号において同じ。）を含む。）が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等として内閣府令で定める

もの

二　他の会社等（当該他の会社等の子会社等を含む。）が特定提出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等として内閣府令で定めるもの

（持込資本金の額の計算）

第五条の七　法第二十六条の七第四項の持込資本金の額は、国内に持ち込む資産のうちに外国通貨をもつて金額を表示するものがある場合には、当該資産について外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。以下同じ。）により本邦通貨に換算し、合計して計算しなければならない。

（新設）

（特定非財務情報監査証明業者の最低資本金の額等）

第五条の八　法第二十六条の九第六号に規定する政令で定める金額は、二千万円とする。

2　申請者が外国法人である場合において、法第二十六条の九第六号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十六条の六の登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

（新設）

（業務執行担当者の業務の制限における連続する事業年度の期間等

）

第五条の九　法第二十六条の十七に規定する七事業年度の範囲内で政令で定める連続する事業年度の期間は、七事業年度の期間とする。

2　法第二十六条の十七に規定する連続事業年度期間の翌事業年度以後の政令で定める事業年度の期間は、二事業年度の期間とする。

（特定非財務情報監査証明業者に係る説明書類の縦覧を開始するまでの期間）

第五条の十　法第二十六条の二十二に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類（同条に規定する説明書類をいう。）を備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（認定特定非財務情報監査証明業協会の認定の申請）

第五条の十一　法第二十六条の二十九第一項の規定による認定の申請は、申請者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在の場所

三　役員の氏名及び会員の名称

（新設）

（新設）

（新設）

2　前項の申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（外国法人の事業報告書の提出期限）

第五条の十二　法第二十六条の三十八の規定により読み替えて適用する法第二十六条の二十一第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人である特定非財務情報監査証明業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に計算書類及び事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（新設）

（外国法人に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第五条の十三　特定非財務情報監査証明業者が外国法人である場合について、法第二章第三節の規定の適用に当たつての法第二十六条の三十八の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条の七第二項第三号	定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）	定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証

（新設）

第二十六条の二十三第一項第二号	法人を代表する		
第二十六条の二十三第一項第三号	により解散した	破産管財人	
第二十六条の二十三第一項第四号	解散したとき	清算人	

明書	法人の	を受けたとき、又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において当該国の法令に基づき破産手続と同種類の手続を開始した	
		破産管財人又は当該国において破産管財人に相当する者	
		解散したとき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。）	清算人又は主たる営業所若しくは事務所の所在する国において清算人に相当する者

（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期

間）

第五条の十四　法第二十六条の四十一第二項（同条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十六条の四十一第一項（同条第四項及び法第二十七条において準用する場合を含む。）の通知を行つた日（以下この条において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次の各号のいずれかに掲げる日（法第二十六条の四十一第四項において準用する場合にあつては、第一号に掲げる日）までの間とする。

一　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書の提出期限の六週間前の日又は通知日から起算して二週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）

二　法第二十四条の五第一項（同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書の提出期限の前日

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第七条　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。ただし、第

（新設）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第七条　法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。ただし、第

七号及び第八号に掲げる株券等の買付け等にあつては、同項第二号に規定する特定市場外買付け等を除く。

一～九　（略）

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　（略）

十二　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者（特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券である株券等の発行者を除く。）が発行する株券等の買付け等

十三　公開買付けが行われる場合において当該公開買付けに係る株券等の発行者が発行する株券等について行う買付け等であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　当該買付け等に係る契約の締結までに、当該買付け等を行う者が、当該買付け等の相手方に対し、当該公開買付けの内容を記載した書面を交付し、又は当該内容を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十七条の十二第二項第四号、第三十六条の二及び第三十六条の三において

七号及び第八号に掲げる株券等の買付け等にあつては、同項第二号に規定する特定市場外買付け等を除く。

一～九　（略）

十　株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等（当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。）

十一　（略）

十二　法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者（特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券である株券等の発行者を除く。）が発行する株券等の買付け等

十三　公開買付けが行われる場合において当該公開買付けに係る株券等の発行者が発行する株券等について行う買付け等であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　当該買付け等に係る契約の締結までに、当該買付け等を行う者が、当該買付け等の相手方に対し、当該公開買付けの内容を記載した書面を交付し、又は当該内容を記録した電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十七条の十二第二項第四号、第三十六条の三及び第三十六条の四において

同じ。）を提供したこと。

ホ・ヘ　（略）

十四～十七　（略）

2～4　（略）

5　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　（略）

二　法第二条第八項第十号に掲げる行為（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この号において同じ。）の取引（当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等又は非居住者のみを当事者として行われるものに限る。）

イ・ロ　（略）

三　（略）

6　（略）

（上場株券等に準ずる株券等）

第十一条　法第二十七条の三第四項第二号（法第二十七条の八第六項（法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価

同じ。）を提供したこと。

ホ・ヘ　（略）

十四～十七　（略）

2～4　（略）

5　法第二十七条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　（略）

二　法第二条第八項第十号に掲げる行為（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすものとして金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。以下この号において同じ。）の取引（当該有価証券が特定上場有価証券である場合にあつては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）

イ・ロ　（略）

三　（略）

6　（略）

（上場株券等に準ずる株券等）

第十一条　法第二十七条の三第四項第二号（法第二十七条の八第六項（法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定め

証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（上場株券等に準ずる株券等）

第十四条の九　法第二十七条の二十七第二号（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号及び法第二十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（金融庁長官の公衆縦覧の方法）

第十四条の十二　金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法第二十七条の三十の七第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項をインターネットを利用して公衆の縦覧に供するものとする。

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

第十五条　法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約（有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等

る株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（上場株券等に準ずる株券等）

第十四条の九　法第二十七条の二十七第二号（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号及び法第二十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（金融庁長官の公衆縦覧の方法）

第十四条の十二　金融庁長官は、ファイルに記録されている事項を法第二十七条の三十の七第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合においては、当該事項を財務局及び福岡財務支局においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示するほか、インターネットを利用して公衆の縦覧に供するものとする。

（幹事会社となる有価証券の元引受け）

第十五条　法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約（有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向

向け取得勧誘（法第四条第三項第一号に規定する特定投資家等向け取得勧誘をいう。以下同じ。）若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等（法第二条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。）に際して締結する次の各号のいずれかの契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）を除く。以下この条及び第十七条の三第三号において同じ。）と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

一～三　（略）

（登録申請書における電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない有価証券等）

第十五条の四の三　法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一～三　（略）

四　法第四条第一項から第三項までの規定による届出又は発行登録（法第二十三条の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録をいう。）が行われている有価証券

五　（略）

六　法第四条第一項第三号に該当する売出しに係る有価証券

け取得勧誘（法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。）に際して締結する次の各号のいずれかの契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）を除く。以下この条及び第十七条の三第三号において同じ。）と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

一～三　（略）

（登録申請書における電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨の記載を要しない有価証券等）

第十五条の四の三　法第二十九条の二第一項第六号に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

一～三　（略）

四　法第四条第一項から第三項までの規定による届出又は発行登録（法第二十三条の三第三項に規定する発行登録をいう。）が行われている有価証券

五　（略）

六　法第四条第一項第四号に該当する売出しに係る有価証券

2　（略）	2　（略）
（持込資本金の額の計算） 第十五条の五　法第二十九条の二第四項の持込資本金の額は、国内に持ち込む資産のうちに外国通貨をもつて金額を表示するものがある場合には、当該資産について外国為替相場により本邦通貨に換算し、合計して計算しなければならない。	（持込資本金の額の計算） 第十五条の五　法第二十九条の二第四項の持込資本金の額は、国内に持ち込む資産のうちに外国通貨をもつて金額を表示するものがある場合には、当該資産について外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。以下同じ。）により本邦通貨に換算し、合計して計算しなければならない。
（特定投資家等向け有価証券に係る告知義務の対象となる行為） 第十六条の七の二　（略）	（特定投資家向け有価証券に係る告知義務の対象となる行為） 第十六条の七の二　（略）
（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合） 第十七条の三　法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合（特定投資家等向け有価証券について一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合（当該特定投資家等向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場	（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合） 第十七条の三　法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合（特定投資家向け有価証券について一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合（当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を

合を除く。）及び当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う場合を除く。）とする。

一・二　（略）

三　外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約（有価証券の募集、私募若しくは売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等に際して締結する次のいずれかの契約をいう。次条において同じ。）の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合（当該有価証券の売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いが国内において行われる場合を除く。）

イ～ハ　（略）

（引受業務のうち許可の対象となる行為）

第十七条の四　法第五十九条第一項に規定する行為で政令で定めるものは、外国証券業者が、元引受契約の内容を確定するための協議を当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と行わず、かつ、当該有価証券の売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いを国内において行うことのない

除く。）及び当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う場合を除く。）とする。

一・二　（略）

三　外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約（有価証券の募集、私募若しくは売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等に際して締結する次のいずれかの契約をいう。次条において同じ。）の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合（当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いが国内において行われる場合を除く。）

イ～ハ　（略）

（引受業務のうち許可の対象となる行為）

第十七条の四　法第五十九条第一項に規定する行為で政令で定めるものは、外国証券業者が、元引受契約の内容を確定するための協議を当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と行わず、かつ、当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを国内において行うことのない場合

場合における当該元引受契約への参加とする。

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条　安定操作取引（法第百五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）若しくは特定投資家等向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金融商品取引業者に限るものとする。

場合における当該元引受契約への参加とする。

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条　安定操作取引（法第百五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2　前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができる金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金融商品取引業者に限るものとする。

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者として当該届出書に記載された金融商品取引業者

二　その他の場合　当該募集若しくは特定投資家等向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会。次項第五号並びに第二十二条第三項及び第四項において同じ。）の規則で定めるところにより、第十七条の三第三号に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した金融商品取引業者

3　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集若しくは特定投資家等向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等をすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

一　当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合　当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者として当該届出書に記載された金融商品取引業者

二　その他の場合　当該募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会。次項第五号並びに第二十二条第三項及び第四項において同じ。）の規則で定めるところにより、第十七条の三第三号に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した金融商品取引業者

3　第一項の場合において、安定操作取引の委託等をすることができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一　当該募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者の役員

二　当該売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等をすることを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三　当該募集若しくは特定投資家等向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　（略）

五　当該募集若しくは特定投資家等向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した者

（目論見書への記載等）

第二十一条　安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家等向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券に係る目論見書又は特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報（法第二十七条の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は公表されたものに限る。）をいう。次条第一項において同じ。）に、次に掲げる事項の記載又は記録がある場合でなければ、してはならない。

一～三　（略）

（安定操作取引の場所及び期間）

第二十二条　（略）

三　当該募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四　（略）

五　当該募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した者

（目論見書への記載等）

第二十一条　安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券に係る目論見書又は特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報（法第二十七条の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は公表されたものに限る。）をいう。次条第一項において同じ。）に、次に掲げる事項の記載又は記録がある場合でなければ、してはならない。

一～三　（略）

（安定操作取引の場所及び期間）

第二十二条　（略）

2　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集又は特定投資家等向け取得勧誘の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集又は特定投資家等向け取得勧誘の場合　当該募集又は特定投資家等向け取得勧誘に係る会社法第二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を与えて行う募集又は特定投資家等向け取得勧誘の場合　当該募集又は特定投資家等向け取得勧誘に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集又は特定投資家等向け取得勧誘の場合　当該募集又は特定投資家等向け取得勧誘に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等の場合　当該売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等に係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

3　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定

2　安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一　有価証券の募集又は特定投資家向け取得勧誘の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集又は特定投資家向け取得勧誘の場合　当該募集又は特定投資家向け取得勧誘に係る会社法第二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ　優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を与えて行う募集又は特定投資家向け取得勧誘の場合　当該募集又は特定投資家向け取得勧誘に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ　イ及びロ以外の募集又は特定投資家向け取得勧誘の場合　当該募集又は特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二　有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合　当該売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

3　前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定

操作取引によりその募集若しくは特定投資家等向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の価格。以下この条において「発行価格等」という。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格等の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家等向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の発行価格等が、一の取引所金融商品市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、一の店頭売買有価証券市場の一の日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格等の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

操作取引によりその募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価格。以下この条において「発行価格等」という。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格等の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4　第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価格。以下この条において「発行価格等」という。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格等の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（公表措置）

第三十条　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一・ニ　（略）

三　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者であるものの発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は当該上場会社等の資産運用会社が、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ　その発行する第二十七条の二各号に掲げる有価証券が全て特定投資家等向け有価証券である者　重要事実等

ロ　上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この号において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをする者（その発行する上場株券等が全て特定投資家等向け有価証券である者に限る。）　公開買付け等事実

ハ　法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等（上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除き、当該公開買付け等に係る上場等株券等（法第百六十七条第

（公表措置）

第三十条　法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一・二　（略）

三　法第百六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイからハまでに掲げる者であるものの発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は当該上場会社等の資産運用会社が、当該イからハまでに定める事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ　その発行する第二十七条の二各号に掲げる有価証券が全て特定投資家向け有価証券である者　重要事実等

ロ　上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。以下この号において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けをする者（その発行する上場株券等が全て特定投資家向け有価証券である者に限る。）　公開買付け等事実

ハ　法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等（上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けを除き、当該公開買付け等に係る上場等株券等（法第百六十七条第

一項に規定する上場等株券等をいう。以下この項において同じ。）の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家等向け有価証券である場合に限る。）をする者　公開買付け等事実

四　（略）

五　公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家等向け有価証券である場合において、当該発行者又は当該公開買付者等の親会社に対し、公開買付け等事実を当該発行者又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該発行者又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

2　（略）

（特定非財務情報監査証明報酬相当額）

第三十三条の五の四　法第百七十二条の四の二第一項第一号に規定する政令で定める額は、特定非財務情報監査証明業者が同号に規定する事業年度において同号に規定する特定提出者の記載対象書類に記載する特定非財務情報について行つた特定非財務情報監査証明に係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額とする。

一項に規定する上場等株券等をいう。以下この項において同じ。）の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合に限る。）をする者　公開買付け等事実

四　（略）

五　公開買付者等が、その公開買付け等に係る上場等株券等の発行者の発行する上場等株券等が全て特定投資家向け有価証券である場合において、当該発行者又は当該公開買付者等の親会社に対し、公開買付け等事実を当該発行者又は当該親会社の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所に通知することを要請し、当該発行者又は当該親会社が、当該要請に基づいて、当該金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該公開買付け等事実を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

2　（略）

（新設）

（金銭に類するもの）

第三十五条　（略）

（削る）

（金銭に類するもの）

第三十四条の二　（略）

（公認会計士等の監査証明を必要とする者）

第三十五条　法第百九十三条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。）とする。

一　法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしようとする者

二　法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券の発行者

2　法第百九十三条の二第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券

二　法第二条第一項第十一号に規定する外国投資証券

三　法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

四　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで又は第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの

五　法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

六　法第二条第一項第十九号又は第二十号に掲げる有価証券（外国の者が発行者であるものに限る。）

七　第一条第一号に掲げる証券又は証書

八　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号、第四号又は第六号に掲げる権利

（内部統制報告書に係る監査証明）

第三十五条の二　法第百九十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者とする。

（内部統制報告書に係る監査証明が免除される期間の起算日）

第三十五条の三　法第百九十三条の二第二項第四号に規定する政令で定める日は、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に初めて該当することとなつた日（その日が当該発行者の事業年度開始後三月以内の日である場合には、その事業年度開始後三月を経過した日）とする。

（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期

（削る）

（削る）

（削る）

（議決権の代理行使の勧誘）

第三十六条　議決権の代理行使の勧誘（法第百九十四条に規定する金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第三十六条の三から第三十六条の五までにおいて同じ。）を行おうとする者（以下この条から第三十六条の三までにおいて「勧誘者」という。）は、当該勧誘に際し、その相手方（以下この条及び第三十六条の五において「被勧誘者」という。）に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下この条から第三十六条の四までにおいて「参考書類」という。）を交付しなければならない。

間）

第三十六条　法第百九十三条の三第二項に規定する政令で定める期間は、同条第一項の通知を行つた日（以下この条において「通知日」という。）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間とする。

一　法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の提出期限の六週間前の日又は通知日から起算して二週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）

二　法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書の提出期限の前日

（議決権の代理行使の勧誘）

第三十六条の二　議決権の代理行使の勧誘（法第百九十四条に規定する金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第三十六条の四から第三十六条の六までにおいて同じ。）を行おうとする者（以下この条から第三十六条の四までにおいて「勧誘者」という。）は、当該勧誘に際し、その相手方（以下この条及び第三十六条の六において「被勧誘者」という。）に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類（以下この条から第三十六条の五までにおいて「参考書類」という。）を交付しなければならない。

2～5　（略）	2～5　（略）
（委任状の用紙及び参考書類の提出） 第三十六条の二　（略）	（委任状の用紙及び参考書類の提出） 第三十六条の三　（略）
（虚偽記載のある書類等による勧誘の禁止） 第三十六条の三　勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録（第三十六条の五第一項第二号において「委任状の用紙等」という。）を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。	（虚偽記載のある書類等による勧誘の禁止） 第三十六条の四　勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠けている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録（第三十六条の六第一項において「委任状の用紙等」という。）を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行ってはならない。
（参考書類の交付の請求） 第三十六条の四　（略） 2　第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の場合における参考書類の交付について準用する。	（参考書類の交付の請求） 第三十六条の五　（略） 2　第三十六条の二第二項から第四項までの規定は、前項の場合における参考書類の交付について準用する。
（適用除外） 第三十六条の五　第三十六条から前条までの規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一～三　（略） 2　（略）	（適用除外） 第三十六条の六　第三十六条の二から前条までの規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一～三　（略） 2　（略）

（外国金融商品市場における取引に対する本法の適用）

第三十六条の六　（略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条　（略）

2～11　（略）

12　法第百九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一　法第百八十五条の七第十六項の規定による報告の受理

二　（略）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二　法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限、法第二十六条の三第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項第一号及び第十八号において同じ。）の規定による権限（次条第一項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）並びに法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において

（外国金融商品市場における取引に対する本法の適用）

第三十六条の七　（略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条　（略）

2～11　（略）

12　法第百九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一　法第百八十五条の七第十四項の規定による報告の受理

二　（略）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二　法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十、第二十七条の三十五並びに第二十七条の三十七の規定による権限並びに法第百九十三条の二第六項の

準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十、第二十七条の三十五並びに第二十七条の三十七の規定による権限は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限、報告を求める権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第百七十二条の三各項、第百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の五、第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の七から第百七十二条の九まで、第百七十二条の十各項並びに第百七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第二十三条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第八条第一項に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条第一項（法第二十七条における権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限、報告を求める権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第百七十二条の三各項、第百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の五、第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の七から第百七十二条の九まで、第百七十二条の十各項並びに第百七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条第一項（法第二十七条におい

て準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　（略）

2・3　（略）

4　長官権限のうち法第百九十三条の規定による権限（法第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときにおける当該事実に係る法令違反行為（法第百九十三条に規定する法令違反行為をいう。第四十四条の四の二において同じ。）を行つた者に係るものを除く。以下この項において同じ。）は、委員会に委任する。ただし、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における当該権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条　（削る）

て準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三　（略）

2・3　（略）

4　長官権限のうち法第百九十二条の二の規定による権限（法第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときにおける当該事実に係る法令違反行為（法第百九十二条の二に規定する法令違反行為をいう。第四十四条の四の二において同じ。）を行つた者に係るものを除く。以下この項において同じ。）は、委員会に委任する。ただし、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における当該権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条　長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一　法第四条第六項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条にお

長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第一項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下同じ。）又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一　法第四条第六項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）

2　長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一　法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第十三項

規定による通知書、法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第五条第六項及び第七項（これらの規定を法第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による募集事項等記載書面、法第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第

（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第五条第六項及び第七項（これらの規定を法第七条第二項、第九条第二項及び第十条第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第五条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による募集事項等記載書面、法第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（これらの規定を法第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項（法第二十四条

四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（これらの規定を法第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項及び法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、法第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項及び法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、法第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合

を含む。）の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含み、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。第十二号の二において同じ。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（これらの規定を同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項（同条第十九項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社臨時報告書、法第二十四条の五第二十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に

部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（これらの規定を同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四条の五第十五項（同条第十九項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三条の二第六項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

よる申請に係る書類（親会社等状況報告書及びその添付書類に係るものを除く。）、法第二十五条の二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十四号の三において同じ。）の規定による申請に係る書類並びに法第二十六条の三第六項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理	
一の二　第二条の十二の三第一項の規定による承認	一の二　第二条の十二の四第一項の規定による承認
一の三～十三の三　（略）	一の三～十三の三　（略）
十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（親会社等状況報告書及びその添付書類に係るものを除く。）	十四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（前項第二号に掲げるものを除く。）
十四の二　法第二十五条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による縦覧書類（法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する縦覧書類をいう。）の全部又は一部を公衆の縦覧に供しない旨の決定及び法第二十五条第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知	十四の二　法第二十五条第六項の規定による縦覧書類（同条第一項に規定する縦覧書類をいう。）の全部又は一部を公衆の縦覧に供しない旨の決定及び同条第七項の規定による通知
十四の三　法第二十五条の二第二項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認	（新設）
十五・十六　（略）	十五・十六　（略）
十七　法第二十六条の三第一項ただし書及び同条第二項ただし書（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による監査証明を要しない旨の承認	十七　法第百九十三条の二第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定による監査証明を要しない旨の承認
十八　法第二十六条の三第六項の規定による権限（前条第一項の規	十八　法第百九十三条の二第六項の規定による権限（前条第一項の

定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第二十六条の三第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに法第二十六条の三第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

2　長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

一　法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類並びに法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（親会社等状況報告書及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二・三　（略）

四　法第二十五条第四項の規定による公衆の縦覧に供しない旨の承認（親会社等状況報告書及びその添付書類に係るものに限る。）

五　（略）

3　長官権限のうち、法第七条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項及び第二十四条

規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）

十九　法第百九十三条の二第七項の規定による有価証券届出書、有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同条第八項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

3　長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

一　法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理

二・三　（略）

（新設）

4　長官権限のうち、法第七条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項及び第二十四条

四　（略）

の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第一項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4　長官権限のうち次に掲げるものは、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

（削る）

の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5　長官権限のうち次に掲げるものは、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一　法第四条第六項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

一～三　（略）	二～四　（略）
5　前各項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び発行者による迅速かつ適正な企業内容等の開示等に特に資すると認められる場合における権限については、当該各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。	6　前各項に規定する権限のうち、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における権限及び発行者による迅速かつ適正な企業内容等の開示に特に資すると認められる場合における権限については、当該各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融庁長官も行うことができる。
（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任） 第四十一条の二　（削る）	（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任） 第四十一条の二　長官権限のうち、第三十九条第一項第一号に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二項の規定による承認の権限、第十四条の十第一項の規定による書面の受理の権限並びに第十四条の十一第一項の規定による書面の受理の権限をいう。以下この条において同じ。）は、内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。
長官権限のうち、第三十九条第一項第一号に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二項の規定による承認の権限、法第二十七条の三十の五第一項の規定による承認の権限、第十四条の十第二項の規定による届出の受理の権限並びに	2　長官権限のうち、第三十九条第二項第一号に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融

第十四条の十一第一項の規定による書面の受理の権限をいう。以下この条において同じ。）は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

2　長官権限のうち、第三十九条第二項に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

3　長官権限のうち、第三十九条第三項に規定する財務局長又は福岡財務支局長に提出された書類の訂正に係る書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4　長官権限のうち、第四十条第一項第一号に規定する書類に係る承認等の権限は、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

5　長官権限のうち、前条第一項第一号に規定する書類及び届出に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二十七条の三十の五第一項の規定による承認の権限を除く。）は、居住者に関

商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

3　長官権限のうち、第三十九条第三項に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4　長官権限のうち、第三十九条第四項に規定する財務局長又は福岡財務支局長に提出された書類の訂正に係る書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5　長官権限のうち、第三十九条第五項第一号に規定する通知書及び第四十条第一項第一号に規定する書類に係る承認等の権限は、内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任する。

6　長官権限のうち、前条第一項第一号に規定する書類及び届出に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二十七条の三十の五の規定による承認の権限を除く。）は、居住者に関するも

するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

6　長官権限のうち、前条第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長に提出された書類の訂正に係る書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二十七条の三十の五第一項の規定による承認の権限を除く。）は、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

7　長官権限のうち、法第二十七条の三十の七第四項及び第五項の規定による公衆への縦覧及び通知の権限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は財務支局長に委任する。

一　当該公衆への縦覧及び通知が法第二十五条第六項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる処分に係るものである場合　当該処分をした財務局長又は財務支局長

二　当該公衆への縦覧及び通知が法第二十七条の十四第五項各号（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に掲げる処分に係るものである場合　当該処分をした財務局長又は財務支局長

三　当該公衆への縦覧及び通知が法第二十七条の二十八第四項に規

のにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

7　長官権限のうち、前条第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長に提出された書類の訂正に係る書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二十七条の三十の五の規定による承認の権限を除く。）は、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

8　長官権限のうち、法第二十七条の三十の七第四項及び第五項の規定による公衆への縦覧及び通知の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

（新設）

（新設）

（新設）

定する提出命令に係るものである場合　当該提出命令を発した財務局長又は財務支局長

（議決権の代理行使に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の十一　長官権限のうち第三十六条の二第一項の規定による書類の写しの受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

（委員会の法令違反行為を行つた者の氏名等の公表に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の四の二　長官権限のうち第三十八条の二第四項の規定により委員会に委任された法第百九十三条の規定による権限は、法令違反行為を行つた者の住所若しくは居所の所在地又は法令違反行為が行われた地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われた地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地又は当該行われた地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

（議決権の代理行使に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の十一　長官権限のうち第三十六条の三第一項の規定による書類の写しの受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

（委員会の法令違反行為を行つた者の氏名等の公表に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の四の二　長官権限のうち第三十八条の二第四項の規定により委員会に委任された法第百九十二条の二の規定による権限は、法令違反行為を行つた者の住所若しくは居所の所在地又は法令違反行為が行われた地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われた地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地又は当該行われた地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

二　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（財務に関する監査、分析その他の実務） 第二条　法第十五条第一項第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、次に掲げるものとする。 一　国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人（当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、次のいずれかに該当するものに限る。第三号において同じ。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。 イ　（略） ロ　金融商品取引法第二十六条の三第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により監査証明を受けなければならない法人 ハ　（略） 二・三　（略） （上場会社等の範囲） 第二十九条の二　法第三十四条の三十四の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。	（財務に関する監査、分析その他の実務） 第二条　法第十五条第一項第二号に規定する財務に関する監査、分析その他の実務は、次に掲げるものとする。 一　国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は国及び地方公共団体以外の法人（当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、次のいずれかに該当するものに限る。第三号において同じ。）の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。 イ　（略） ロ　金融商品取引法第百九十三条の二第一項の規定により監査証明を受けなければならない法人 ハ　（略） 二・三　（略） （上場会社等の範囲） 第二十九条の二　法第三十四条の三十四の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　（略）	一　（略）
二　金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定により認可金融商品取引業協会の登録を受けた株券等（金融商品取引法施行令第二条の十二の三第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券を除く。）の発行者	二　金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定により認可金融商品取引業協会の登録を受けた株券等（金融商品取引法施行令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券を除く。）の発行者
三・四　（略）	三・四　（略）
2　（略）	2　（略）

三　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（罰金等に類する適用除外の徴収金） 第三条　法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。 一～六　（略） 七　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第十項まで及び第十二項から第十九項までの決定（同法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法第百八十五条の十四第二項の規定により徴収する延滞金 八～十一　（略）	（罰金等に類する適用除外の徴収金） 第三条　法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。 一～六　（略） 七　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定（同法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法第百八十五条の十四第二項の規定により徴収する延滞金 八～十一　（略）

改正案	現行
（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲） 第三十三条　（略） 2・3　（略） 4　法第十条第一項に規定する政令で定める公社債及び投資信託又は特定目的信託の受益権は、次に掲げるもの（第一号から第五号までに掲げるものにあつては国内において発行されたものに限るものとし、第六号及び第七号に掲げるものにあつてはその募集が国内において行われる受益権で当該受益権に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）で本邦通貨で表示されたものとする。 一～四　（略） 五　内国法人の発行する社債のうち、その発行に際して金融商品取引法第二十一条第五項（虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）に規定する元引受契約が前条第四号に掲げる金融商品取引業者により締結されたもの 六～九　（略）	（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲） 第三十三条　（略） 2・3　（略） 4　法第十条第一項に規定する政令で定める公社債及び投資信託又は特定目的信託の受益権は、次に掲げるもの（第一号から第五号までに掲げるものにあつては国内において発行されたものに限るものとし、第六号及び第七号に掲げるものにあつてはその募集が国内において行われる受益権で当該受益権に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに限る。）で本邦通貨で表示されたものとする。 一～四　（略） 五　内国法人の発行する社債のうち、その発行に際して金融商品取引法第二十一条第四項（虚偽記載のある届出書の提出会社の役員等の賠償責任）に規定する元引受契約が前条第四号に掲げる金融商品取引業者により締結されたもの 六～九　（略）

五　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（適格機関投資家私募等の範囲） 第八条　法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。 一・二　（略） 三　当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものが金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券でないこと。 2　法第二条第九項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）とする。 一　（略） 二　受益証券がその取得者から特定投資家等（法第二条第九項第二号に規定する特定投資家等をいう。）及び非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、特定取得者に限る。）以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に該当する場合（前項に規定する場合を除く。）であること。 3　（略）	（適格機関投資家私募等の範囲） 第八条　法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。 一・二　（略） 三　当該受益証券と同一種類の受益証券として内閣府令で定めるものが金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券でないこと。 2　法第二条第九項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）とする。 一　（略） 二　受益証券がその取得者から特定投資家等（法第二条第九項第二号に規定する特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、特定取得者に限る。）をいう。）以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に該当する場合（前項に規定する場合を除く。）であること。 3　（略）

（募集の取扱い等の範囲）

第二十四条　法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いをいう。）

七　（略）

（募集の取扱い等の範囲）

第二十四条　法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～五　（略）

六　特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。）

七　（略）

六　金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする有価証券の売買等） 第十九条　（略） ２　（略） ３　法第十一条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。）の取扱い（第一項第一号イからリまでに掲げる有価証券に係るものを除く。）又は有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等（金融商品取引法第二条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。）の取扱いとする。 ４・５　（略）	（顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする有価証券の売買等） 第十九条　（略） ２　（略） ３　法第十一条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。）若しくは有価証券の売出し（金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。）の取扱い（第一項第一号イからリまでに掲げる有価証券に係るものを除く。）又は有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の取扱いとする。 ４・５　（略）

七　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（企画市場局の所掌事務） 第六条　企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　法第四条第一項第三号イからモまでに掲げる者（第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。 三～十　（略） 十一　特定非財務情報監査証明業者の監督に関すること。 十二　認定特定非財務情報監査証明業協会の監督に関すること。 十三～十八　（略） 十九　公認会計士、外国公認会計士、監査法人、外国監査法人等（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。第十八条第一項第九号において同じ。）及び日本公認会計士協会に関すること。 二十～二十三　（略） 2　前項の場合において、同項第三号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事務については銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十三号に掲げる事務については銀行・証券	（企画市場局の所掌事務） 第六条　企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　（略） 二　法第四条第一項第三号イからヱまでに掲げる者（第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。 三～十　（略） （新設） （新設） 十一～十六　（略） 十七　公認会計士、外国公認会計士、監査法人、外国監査法人等（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。第十八条第一項第七号において同じ。）及び日本公認会計士協会に関すること。 十八～二十一　（略） 2　前項の場合において、同項第三号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事務については銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については銀行・証券

監督局の所掌に属するものを、同項第十七号及び第二十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十九号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

（企業開示課の所掌事務）

第十八条　企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　特定非財務情報監査証明業者の監督に関すること。

三　認定特定非財務情報監査証明業協会の監督に関すること。

四～九　（略）

十　金融商品取引法第二十六条の四十一第二項（同条第四項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出の受理に関すること。

十一　金融商品取引法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第百七十二条の三各項、第百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の四の二第一項、第百七十二条の五、第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の七から第百七十二

監督局の所掌に属するものを、同項第十五号及び第十八号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十七号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

（企業開示課の所掌事務）

第十八条　企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

（新設）

二～七　（略）

八　金融商品取引法第百九十三条の三第二項の規定に基づく申出の受理に関すること。

九　金融商品取引法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第百七十二条の三各項、第百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の五、第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の七から第百七十二条の十各

条の九まで、第百七十二条の十各項、第百七十二条の十一第一項並びに第百七十二条の十二第一項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に関すること。

十二　（略）

2　前項の場合において、同項第五号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第九号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

項、第百七十二条の十一第一項並びに第百七十二条の十二第一項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に関すること。

十　（略）

2　前項の場合において、同項第三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

八　金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令（平成二十一年政令第三百八号）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
金融庁設置法第四条第一項第三号アに規定する指定紛争解決機関を定める政令 金融庁設置法第四条第一項第三号アの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一～十九　（略）	金融庁設置法第四条第一項第三号エに規定する指定紛争解決機関を定める政令 金融庁設置法第四条第一項第三号エの政令で定めるものは、次に掲げる者とする。 一～十九　（略）